

令和6年2月1日

事業適応促進業務を行う営業所又は事務所の所在地の変更について

産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第21条の20第2項の規定に基づき、事業適応促進業務を行う営業所又は事務所の所在地を変更する届出があったので、同条第3項の規定に基づき、公示する。

1. 株式会社三菱UFJ銀行が事業適応促進業務を行う営業所又は事務所の所在地

（1）変更事項

営業所又は 事務所の名称	変更前	変更後	変更年月日
田町支店 三田支店	東京都港区芝 5-33-1	東京都港区芝 5-33-11	令和6年2月19日
サステナブル ビジネス部	東京都千代田区丸の内 2-7-1	東京都千代田区丸の内 1-4-1	令和6年1月29日
ソリューション プロダクツ部	東京都千代田区丸の内 2-7-1	東京都千代田区丸の内 1-4-1	令和6年2月5日

（2）変更の理由

店舗の移転のため